

令和 2 年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の制定について

1 制定の理由

介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が実施する、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定め、もって事業所の事業継続体制の構築を支援することを目的とし、本要綱を制定しようとするものである。

2 制定の内容

(1) 補助対象事業所（第 2 項・第 3 項関係）

市内に所在する介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所で、令和 2 年 1 月 28 日までに都もしくは市から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行ったものであって、感染症対策を徹底した上でサービス提供を行うものとして市長が認めるものとする。ただし、市長から指定管理者の指定を受けて運営しているものその他令和 2 年 4 月 1 日以降における利用者の受入れの実績が 3 月に満たないもの等を除く。

(2) 補助対象経費（第 4 項関係）

感染症対策に要する消耗品、備品等の購入経費とする。

(3) 補助金額（第 5 項関係）

介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所のサービスの区分ごとに定める補助上限の範囲内で、市長が定める額とする。

(4) 補助金の交付にかかる手続（第 6 項～第 11 項関係）

補助金の交付にかかる申請、決定、実績報告その他の手続について、必要な事項を規定する。

(5) その他所要の規定の整備

3 実施期日等

(1) 令和 2 年 8 月 20 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 3 年 4 月 1 日にその効力を失うものとする。

(2) 失効後に必要となる手続にかかる経過措置を置く。

別表第1（第3項関係）

サービス区分	補助上限
介護老人福祉施設（短期入所生活介護含む。）	300,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護含む。）	300,000円
介護療養型医療施設（短期入所療養介護含む。）	300,000円
訪問介護	150,000円
訪問入浴介護	150,000円
訪問看護	150,000円
訪問リハビリテーション	150,000円
通所介護	150,000円
通所リハビリテーション	150,000円
福祉用具貸与（特定福祉用具販売含む。）	80,000円
特定入居者生活介護	80,000円
居宅介護支援	80,000円
介護予防支援	80,000円
地域密着型通所介護	150,000円
認知症対応型通所介護	150,000円
認知症対応型共同生活介護	150,000円
小規模多機能型居宅介護	150,000円
看護小規模多機能型居宅介護	150,000円
養護老人ホーム	150,000円
サービス付き高齢者向け住宅	80,000円
有料老人ホーム	80,000円
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3項に定める第1号訪問事業および第1号通所事業	80,000円

別表第2（第3項関係）

サービス区分	補助上限
施設入所支援（短期入所含む。）	300,000円
宿泊型自立訓練（短期入所含む。）	150,000円
共同生活援助（短期入所含む。）	150,000円
自立訓練（生活訓練）（地域移行支援含む。）	150,000円
就労移行支援（一般型）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援	150,000円
生活介護	150,000円
児童発達支援、放課後等デイサービス	150,000円
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	80,000円
計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援	80,000円